



C1

46



高
等
日本文
書
寫
兒用



卷一 目次

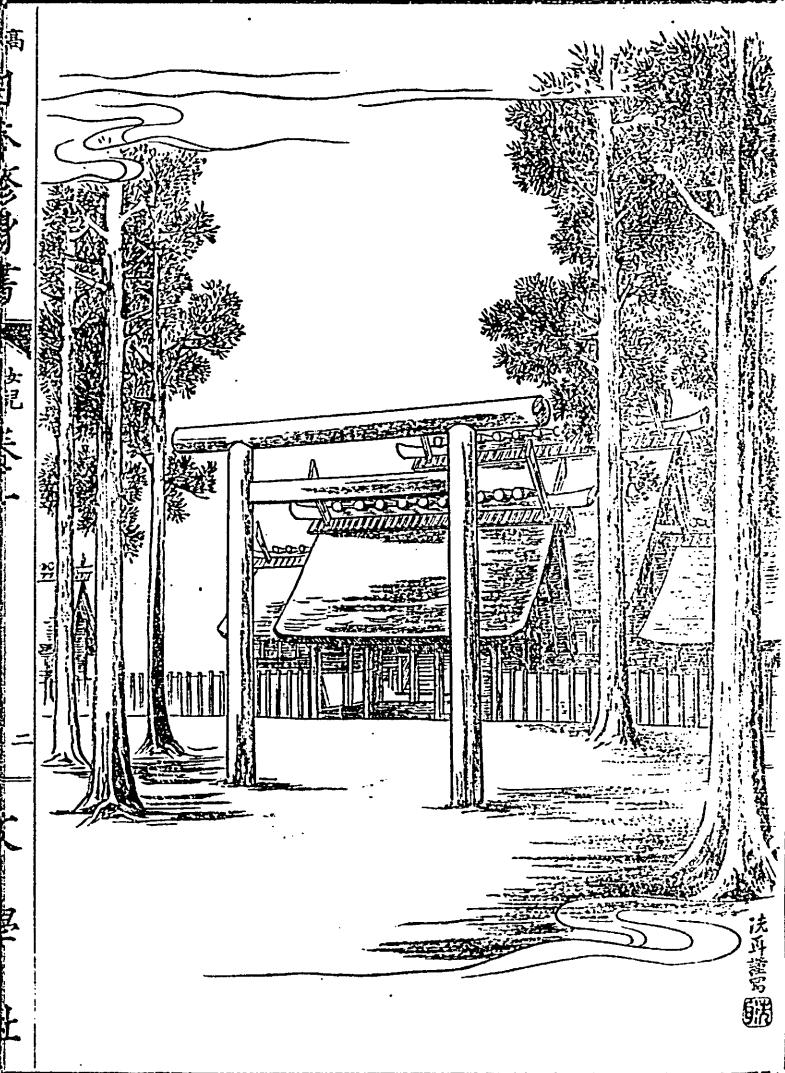
天照大神	(一)
衣縫金繼の女	(二)
孝友	
稅所教子	(一)
稅所教子	(二)
皇后陛下の御歌	(三)
稅所教子	(四)
女子の心得	(五)
稅所教子	(六)
稅所教子	(七)
皇后陛下の御歌	(八)
女の學ぶべき道	(九)
稅所教子	(十)
稅所教子	(十一)
稅所教子	(十二)
稅所教子	(十三)
稅所教子	(十四)
稅所教子	(十五)
稅所教子	(十六)
稅所教子	(十七)
稅所教子	(十八)
稅所教子	(十九)
稅所教子	(二十)
稅所教子	(二十一)
稅所教子	(二十二)
稅所教子	(二十三)
稅所教子	(二十四)

衛生	
稅所教子	(一)
稅所教子	(二)
稅所教子	(三)
稅所教子	(四)
稅所教子	(五)
稅所教子	(六)
稅所教子	(七)
稅所教子	(八)
稅所教子	(九)
稅所教子	(十)
稅所教子	(十一)
稅所教子	(十二)
稅所教子	(十三)
稅所教子	(十四)
稅所教子	(十五)
稅所教子	(十六)
稅所教子	(十七)
稅所教子	(十八)
稅所教子	(十九)
稅所教子	(二十)
稅所教子	(二十一)
稅所教子	(二十二)
稅所教子	(二十三)
稅所教子	(二十四)
德川光圀公	(三)
德川光圀公	(二)
德川光圀公	(一)
德川光圀公	(三)
德川光圀公	(四)
德川光圀公	(五)
德川光圀公	(六)
德川光圀公	(七)
德川光圀公	(八)
德川光圀公	(九)
德川光圀公	(十)
德川光圀公	(十一)
德川光圀公	(十二)
德川光圀公	(十三)
德川光圀公	(十四)
德川光圀公	(十五)
德川光圀公	(十六)
德川光圀公	(十七)
德川光圀公	(十八)
德川光圀公	(十九)
德川光圀公	(二十)
德川光圀公	(二十一)
德川光圀公	(二十二)
德川光圀公	(二十三)
德川光圀公	(二十四)
德川光圀公	(二十五)
德川光圀公	(二十六)
德川光圀公	(二十七)
德川光圀公	(二十八)
德川光圀公	(二十九)
德川光圀公	(三十)
德川光圀公	(三一)
德川光圀公	(三二)
德川光圀公	(三三)

高 日本修身書 女兒用 卷一

第一 天照大神

天照大神は、我が國を開かせたまひし御神なり。その頃は、國民みな、鳥獸をとらへ、草木の果實をひろひて、僅にうゑをしのぎ、獸の皮、草木の葉をまとひて、衣服とし、土をほりて、その中に住めるに過ぎざりき。



大神、これがあはれとおぼしたまひて、田畑を耕して穀物をうゑ、蠶を養ひて織物をつくり、木をくみあはせて家をたつる事などを、をしへみちびきたまへり。これより國民、衣食住に不足なく、生活することを得るにいたれるなり。

第二 天照大神 二



大神は、高天原におはしましが、のち皇孫瓊々杵尊を、この國の君と定めさせたま

図説

ひて、

この豊葦

トヨアシ

原の瑞穗

ハラミツホ

の國は、我が子孫の
世々君た

るべき地なり、汝ゆきてをさむべし。御位の榮えまさんこと、天地ときはまりなかるべし。

と、みことのりして、三種の神器をさづけさせたまへり。

かくて、皇孫、我が國にくだりて、君とならせたまひしより、御子孫代々神器とともに、御位をうけつがせたまひて、臣民ををさめさせたまふこと子のごとし。されば、臣民もまた、御徳になつき、忠愛の至情をつくして、天地とともに、長くつかへたてまつれり。

第三 衣縫金繼の女

衣縫キヌ金繼スヒノカナの女は、幼きときより、孝心あつくして、よく父母につかへられたり。

十二歳の時、その父死なれしかば、かなし

みにたへず、その墓
に至りて、晝夜泣き
つゝこれを守られ
たりき。

それより、忌日ご
とに祭をいとなみ、
香花をそなふること
とすこしも怠られ
つかふるごとくせられき。



す、永き年月の間、かはることなかりき。

後、その母も、また八十歳にて、死なれける
が、そのときも、なげきかなしまるゝことか
ぎりなく、朝夕、これを祭ること、生ける母に
つかふるごとくせられき。

その事、朝廷にきこえければ、あつく賞せ
られたり。

孝は、百行の本なり。

第四 孝友

親によく事ふるを孝といふ。孝は、百行の本、萬善の始なり。平生の行、いかほどのればとて、孝道にかくることあらば、その餘は、いふにたらず。

孝行は、かたきことにあらず。おのれの身は、すべて父母の賜なること、および、養育と教育とのために、日夜苦勞したまへる父

母の恩の大なること、を思ひ、せめては、その萬分の一をもむくいんことを、心がくべきのみ。

されば、敬愛の道を以て孝養をつくすべきは、いふまでもなく、父母の愛するものは、犬馬木石をも、おろそかにすべからず。ことに、父母の最も愛したまへる兄弟にありては、互に相親み相愛すべし。

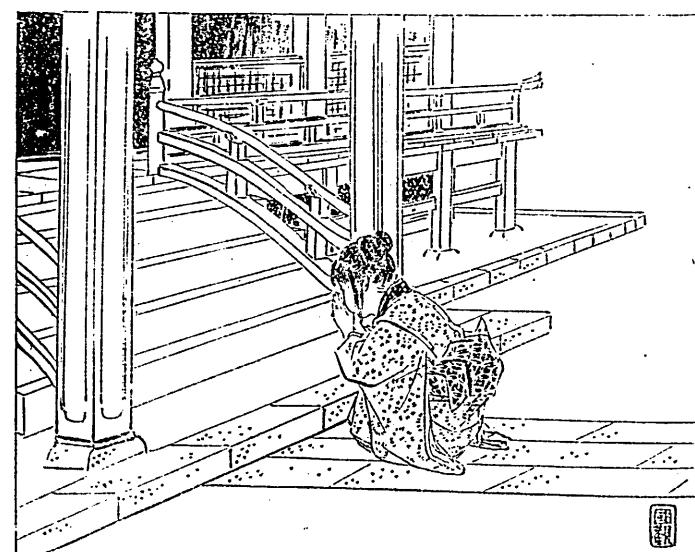
かく、父母に孝にして、兄弟に友なるは、人間最大の美事なれば、しばらくも、これをわするべからず。

第五 稅所敦子 一

稅所敦子サイソウコは、京都の人なり。幼きときより、才智すぐれて、學問をこのまれたり。

七歳のとき、同じ年ごろの兒女と、野邊に

出でて遊び居られ
けるに、いつのまに
か、敦子のゆくへ知
れずなりぬ。つれ
の兒女等、走りかへ
りて、そのよしを敦
子の父母に告げけ
れば、父母は大に驚



そぎ、人を四方に出して、これをたづね、やうやくにしてつれかへらしめたり。

そのとき、父母は、敦子に向ひて『いづれへまゐりしか』と問はれけるに、『北野の天満宮へまゐりたり』と答へられたり。『何のために』と問はれければ、『歌の名人にならんことを、いのらんために』と、答へられたり。

歌道の名家千種有功卿これを聞き、その

志、まことに感ずべし』とて、敦子をよびて、ねんごろに歌の道を教へられければ、やうやく上達して、名高き歌人となられたり。

念力岩をもとほす。

第六 稅所敦子 二

税所敦子は、千種有功卿の教を受けて、名ある歌よみとなられしが、その頃、名高き八

田知紀先生にも交りて、歌の添削を請はれたり。然るに、先生は、また敦子を重んじて、歌よみ出づるごとに、敦子にしめして、批評せしめ、『我が歌、敦子の批



評を得ざれば、心安からず』と、いはれたり。

敦子、ある時、先生にむかひて、我が歌の上達せざるをなげかれければ、先生は『貴女ほどの歌人は、當世得やすからず』と、慰められけるに、敦子は、はぢらひたる氣色にて、『紫式部・清少納言に、遠く及ばざるぞはづかしき』といはれけりとぞ。

第七 皇后陛下の御歌

みづはうつはに したがひて、
そのさまざまに なりぬなり、
ひとはまじはる ともにより、
よきにあしきに うつるなり。
おのれにまさる よきともを、
えらびもとめて もろともに。
こゝろのこまに むちうちで、
まなびのみちに すとめかし。

敦子は二十歳の時、薩摩藩士税所篤之に嫁せられて、それよりよく夫につかへられたり。
篤之は氣象あらくしき人にて、時々は、聲高くのよしらることとさへありけれど

第八 税所敦子 三

も、敦子は、決して言葉をかへさず、たゞ『わらはが過なり』と、いひて謝せられたり。

ある人、敦子にむかひて、『篤之君の言甚だ理なし。御身は、何故に、辨じたまはざるかと、問ひければ、敦子は、『男子は、その志大きくして、小事をかへりみざるものなれば、これを助けおぎなふは、女子の務なり。妻の夫にしからるゝは、その注意のとゞかざる所

あるによる。

されば、たとひ如何なることいても、わが夫の叱りたまふときは、わらはは、常にかく思ひて、自ら誠むるのみ』と答へられたり。

第九 女子の心得

女子の心得べきこと甚だ多し。その主要なるものを左に示さん。

一、女子は、やさしく、しとやかなるべし。

かりにも、あらくしきふるまひあるべからず。

一、言語は、いやしき言葉をさせて、正しき言葉を用ふべし。多辯なるは、もとよ

り惡しけれど、あまり無口なるも、よろしからず。

一、人をねたむべからず。また、そしるべからず。人のそしりをきくことありとも、心にをさめて、人に語るべからず。一人に對して應接をよくすべし。待遇取次、すべて丁寧にして、粗略なからんことを心がくべし。

第一作法に心を用ふべし。坐作進退は、い

ふもさらなり。煙草盆・菓子・茶の出し方、膳の持ちはこび、飯・汁のかよひなど、給仕の作法をもよく心得おくべし。

一、衣服の洗ひ方、のりのつけ方、ほりもの仕方などは、裁縫と同じく、女子の務なれば、幼少より、よく心を用ふべし。

第十 稅所敦子 四

敦子二十八歳の時、篤之死なれば、その翌年、一女をたづさへ、鹿児島にくだりて、姑につかへられたり。

敦子は、姑の飲食起卧はいふに及ばず、湯あみするにも、髪ゆふにも、みづから、これを世話し、また、夜中、姑の廁にゆく時は、いつも隨ひてゆかざることなく、又、せきばらひの

聲を聞けば、たゞち
に走せゆきて、これ
を介抱し、いさゝか
も、他人の手をから
ずして、孝養を盡さ
れたり。

されば、姑もはじ
めのほどは、敦子に

つらくあたる事もありしが、その立ち居ふ
るまひしとやかにして、よくつかへ、よくは
たらくを見て、後には『我が家の嫁のごとき
は、世に稀なるべし』と、人に語るにいたれり。
孝子は、天のめぐみをうく。

敦子は、姑につかへて、孝養をつくされし



第十一 税所敦子 五

のみならず、また、よくその子女を愛せられたり。

鹿児島には、篤之が先妻の生みたる二女ありしが、敦子は、これを愛せらること、その一人の實子にもまされり。されば、おのれの櫛・笄をはじめ、衣類等にいたるまで、盡く取り出して、『かゝる品々も、今は、皆この身に不用なり。御身等、心にかなふものあら

ば、用ひ給へ』とて、少しもをしむ色なく、これを分けあたへられたり。

かゝりければ、二女も、敦子を實母のごとくに敬ひ、その妹を愛して、一家つ



ねにむつましかりき。

笑ふ門に福きたる。

第十二 德川頼宣公の母

徳川頼宣公の母は、その名をお萬の方といはれたり。

ある時、頼宣公、牽牛花の花の、正午すぎて、なほ盛なるを見いだし、かくさかり久しき

は、めづらし
ければ、まあ
らす」とて、お
萬の方にお
くられたり。

お萬の方は、こ
れを見て、めづら

しき牽牛花をおくられて、大に心を慰めた



り。さかり短き花にても、養ひよーにて、かく長く榮ゆれば、人も、養生の道をまもらば、長命を保ち得らるべし。御身も、常に、養生をよく勉めて、長命を保ち、天下のために力をつくさせたまへ」と、さとされたり。

賴宣公は、これより、お萬の方の言をまもりて、よく養生せられければ、多くの兄弟の中にて、最も長命をたもち、國家のために、多くの功をたてられけり。

健康なる精神は、健康なる身體にやどる

衛生上注意すべきこと多し。つねに、飲食に注意し、睡眠をほどよくし、よく運動をつとめなば、かららず、身體の健康を保つを得べし。

第十三 衛生

飲食につきては、左の注意を守れ。

一、生水を多くのむな。

一、食物は、十分にかみやはらげて食へ。

一、夜食すな。

一、こなれのわろきものは、多く食ふな。

睡眠につきては、左の注意を守れ。

一、よく寝よ。たゞし、その時間を守れ。

一、朝寝すな。晝寝すな。

運動につきては、左の注意を守れ。

一、活潑に運動せよ。たゞし、危険をさけよ。

一、清らかなる空氣の中で運動せよ。

第十四 稅所敦子 六

鹿児島藩主島津齊彬公、敦子が、才學・德行、二つながらすぐれたるを聞こしめされ、そ



の子哲磨の守役と
せられけるに、ほど
なく、哲磨病にかゝ
りて歿せられけれ
ば、敦子は、これをか
なしみて、食事さへ
進まざるほどに至
りき。

その後、島津久光公の女、近衛家に嫁せら
るゝにおよび、敦子は、その附人となりて、京
都にのぼられたり。

かくて、敦子は、誠心をつくして、よく近衛
家につかへられけるが、五十一歳の時に至
りて、宮中出仕の命くだりぬ。されども、敦
子は、かたく辭して、受けたてまつられざり
しかど、人の懇に説きすゝむるのみならず、

近衛家よりも『辭退すまじ』とすゝめられければ、つひに宮中に出仕し、權掌侍の高官に任せられ、日夜おこたらず、忠勤をはげまれけり。

第十五 稅所敦子 七

敦子は、宮中に奉仕してより、つねに、天

皇・皇后兩陛下のよませたまひし御歌を、清

■ 書してまつ

られたり。

されば、毎日

一時間は、かな
らず、習字する
ことゝ定めて、
七十歳にいた

るまで、一日も怠られしことなかりき。



敦子は、また、和文にたくみにして、當時、その右に出づる婦人なしとまで、いひはやされたり。

つとに源氏物語を好みて、五十四帖の中
いづれの巻にても、諳記せられざるはなか
りき。されば、をりにふれては、かしこきあ
たりへ、源氏の講話をきこえあげられたる
こともありきとぞ。

敦子は、また、時勢におくれざらんために
とて、五十一歳の時より、漢學を研究し、六十
歳の時より、英語と佛語とを學び、日夜勉強
せられて、つひに、和・漢・洋いづれの書にも、精
通するにいたれたり。

をりくに、あそぶいとまは、ある人の、
いとまなしとて、ふみよまぬかな。

第十六 皇后陛下の御歌

金剛石も、 みがかずば、

玉の光りは、 そはざらん。

人も學びて、 のちにこそ、

まことの徳は、 あらはるれ。

時計のはりの、 たえまなく、

めぐるがごとく、 ときのまの、

ひかげ惜みて、 はげみなば、

いかなることか、 ならざらん。

第十七 女の學ぶべき道

徳川頼宣公、ある時、那波道圓に『女兒には、いかなることを、學ばしむべきか』と、問はれたり。道圓、『君は、いかゞ思し召すか』と、問ひかへせり。頼宣、『女兒は、貞信の道を第一とす。ゆゑに、聖賢の書ををして、その道を

行はしむべきか』と、
いはれたり。

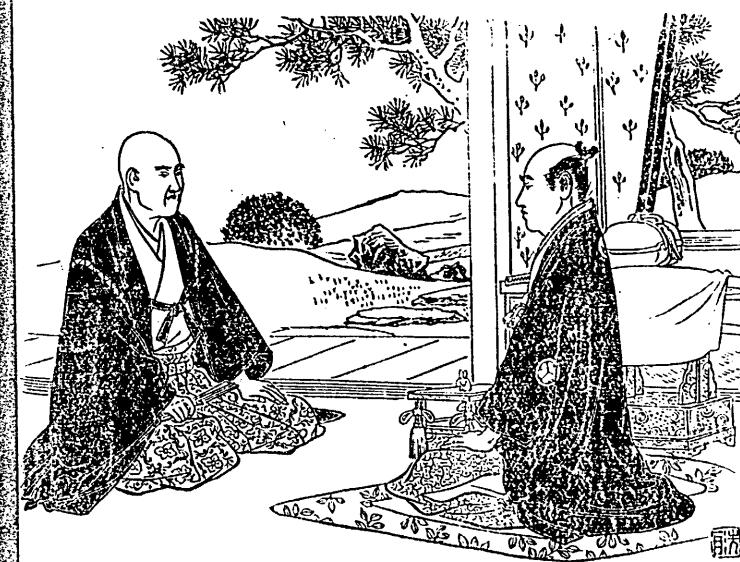
道圓、これを聞き
て、女子學問の大要
は、君の言の如し。

たゞし、その他に學
ばしむべき事三あ
り。第一は、自ら髪

を結ふこと。第二は、裁縫に慣ること。

第三は、割烹の方法を知ることこれなり。

たとひ、貴き婦人にも、非常の變にあひ
ては、他人に髪をゆはせがたきこともある
べし。かるる時、みづから、これをゆふこと
を得ば、その便甚だ多からん。まして、賤し
きものにして、これを知らざれば、平生の不
自由、いかばかりならん。



裁縫は、ことに、女子に必要なわざなること、髪結ふたぐひにあらず。賤しき女子はいふに及ばず。貴き婦人にも、もし、その技にくらければ、他人の侮を受け、我が身の不自由を感じること甚しかるべし。

割烹は、一日もかくべからざる事なり。もし、これを知らざれば、父母、または夫に、その口にかなふ食物を、とゝのへすゝめて、孝貞の心をあらはすこと能はざるべし。

されば、聖賢の書を學びて、貞信の道を行ひ、また、この三事を習ひ覚えて、身を修め、家を治むるは、女子のつとめなり』と答へけり。

第十八 稅所敦子 ハ

敦子は、宮中に出仕して、後も、近衛・島津兩家の舊誼をわすれず、時々、その邸にまゐり

て、昔日の物語をせられけるが、その立ち居ふるまひは、むかしに、かはることなく、きはめてうやうやしくせられたりき。

島津久光公の女にして、近衛家へ嫁せられたる光蘭院には、敦子、最も長く仕へられしかば、ことに、したしくせられて、宮中より御物を賜はれば、お初と稱して、必ずこれをまわらせ、また他より、めづらしきものをも

らへば、必ずこれ
を分けおくりて、
つねにその心を
慰められたり。

されば、光蘭院
もまた、敦子を二なき友
として、をりく、その家
をとはれけるが、その時



は、敦子、おそるおそる、玄關の敷居前に出で、手をつきて、これを迎ふるを例とせられたりき。

恩を受けては、忘るゝなれ。

第十九 稅所敦子 九

敦子は、才學すぐれられたれども、さらに誇る色なく、よく人を愛せられて、慈悲の心最もあつかりき。

されば、そ



の身高き位にありたれど、たづね來る人あれば、たゞちに、これにあひ、礼儀たゞしく應對して、かりにも、

軽んぜらるゝごときことなかりき。

また、年老いて、葉山なる近衛家の別邸に閑居せられし時は、をりく、風呂をわかして、近隣の漁民に入浴せしめ、彼等の喜ぶを見て、この上なき樂とせられたりき。

その他、いろくの慈善の會には、しばしば、資金を寄附して、その擴張を獎勵せられたり。

されど、その身は、きはめて節儉にして、飲食・衣服、一も、これぞといふべき嗜好なく、よろづ質素を守られたりき。

第二十 德川光圀公 一

徳川光圀公は、徳川家康公の孫なりき。

公はその身、大名なりしかど、金錢はいふに及ばず、筆一本、紙一枚といへども、粗末にし、

或は妾りにこれを費さることなかりき。

あるとき、公は召しつかふ女中どもの紙を粗末にするを見て、これをいましめんとて、紙すき場につれ行きて、紙すくさまを見しめられたり。

その時は、冬の末なりければ、寒風身にしみて、たへがたかりけるに、數十人の職工は、うすき衣を身にまとひ川に入りて、ひたし置きたる楮の皮を、ふみもし、もみもして、様々にはたらき居たり。

女中どもは、このありさまを見て、いたはしく思ひ、涙ぐむ



ものさへありき。

これより、女中どもは、一枚の紙も、かくのごとき苦勞をつまざれば、作りがたきことを知りて、粗末につかはざるのみならず、諸事をつゞまやかにするよーになれり。

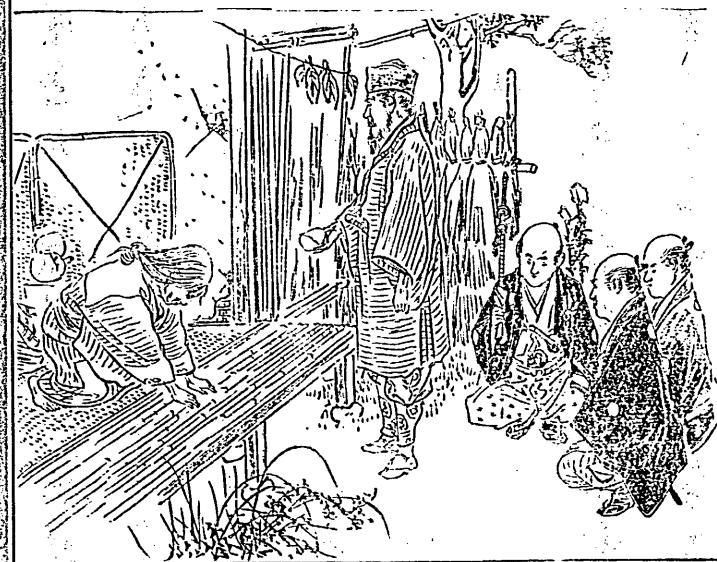
第二十一 德川光圀公 二

光圀公は、また仁慈の心あつき人にて、家

臣を愛し、領内の民をめぐまるゝこと多かりき。

ある日、公は、領内をめぐられしに、一人の女、ふり向きもせず、一心に烟をうち居たり。

公は、これを見て、『何か仔細あるべし』とて、侍臣に命じて、問はしめられけるに、女答ふるよ。『わらははは、この村の農與次右衛門の妻なり、夫は、十餘年前より、惡しき病にかゝ



僅に姑と夫とを養ふなり』といひぬ。

公、これをきみて、甚だ感ぜられ、みづから、
その家を尋ねて、金銀をめぐまれたりき。

ひろく人をあはれむは、まことに、よきことなり。

常に、親族・朋友を愛し、その窮乏を救ひ、困

りで、不仕合のみうちつゞき、家は次第にまづしくなりて、馬をもかひがたく、人をも雇ひがたく、たゞ看病のひまひまに、一人鍬をとりて、田畠をたがへし、

難を助くべきは、いふまでもなし。その親愛の情を推して、廣く他人に及ぼし、世のたよりなきものをあはれみ、病めるものを助け、貧しきものを救ふべし。これ博愛の道とて、最も貴ぶべき行なり。

されども、博く人を愛するは、我が心の誠より出でざるべからず。いさゝかにても、名を求め、譽を得んためにするがごときは、甚だいやしむべきことにして、眞の博愛の道にあらず。

我が身をつめりて、人のいたさを知れ。

第二十三 公徳

この世は、人々互に相助けて、たちゆくものなり。されば、己一人に利益ありとも、人の害となる事をば、決してなすべからず。

それにつきて、注意すべき事あり。

一、すべて、建物の柱・壁・板等をけがし、或はきづつくべからず。

一、他人の田畠をふみあらすべからず。
一、せまき道路にて、遊びたはぶれ、羽子・手まりをつきなどして、往來のさまたげをなすべからず。

一、傳染病患者を生じたる時は、決して、これをおくすべからず。

一、電信・電話線等にいたづらをなすべからず。

一、道路・公園などに、植ゑ置きたる草木を、折りとるべからず。

光圀公は、深く皇室をたつとび、毎年元日

には、沐浴して礼服をつけ、様先に出でて、遙に京都の御所を拜せられたり。

また、公は、我が國に、歴史の正しきものあらざるを深くなげき、これを編纂して、君臣の大義を明にせんことをくはだて、數十年の歲月をつひやして、有名なる大日本史を編纂せられたり。

公は、また、常に將軍をたすけて、政治を正

し、人民をあ
はれまれけ
れば、朝野み
なこれに倚
頼したりき。

されば、公

たるときは、天下の人、いづれも、その父母を



失ひたるがごとくに悲みたり。

明治の御代に至り、公をまつれる社を、別格官幣社に列し、近頃、また正一位を贈らせたまへり。

光圀公の遺訓

- 一、苦は樂の種、樂は苦の種と知るべし。
- 二、子ほどに親を思へ。
- 三、おきてにおそれよ。
- 四、正直は、一生の寶、かんにんは、一生の相續と知るべし。
- 五、恩を忘るゝことなかれ。
- 六、朝寝すべからず。長坐すべからず。
- 七、小事に分別せよ。大事におどろくべからず。
- 八、九分は足らず、十分は、あふると知るべし。

12.0.

等高日本修身書 女兒用 卷一

等高日本修身書 女兒用 卷一終

明治三十五年四月二十四日印刷

明治三十五年四月二十七日發行

明治三十五年八月七日訂正再版印刷

明治三十五年八月十日發行

等高日本修身書 女兒用 全四冊	
定	卷一 金拾七錢
卷二	金拾八錢
卷三	金拾九錢
卷四	金貳拾壹錢

著作權

登錄濟

發兌

文學社編輯所編纂

發行
印 刷 者

東京市日本橋區本町四丁目十六番地

小林義則

東京神田區錦町三丁目一番地

文學社工場

大賣捌所

各府縣下特約書林

弊社は常に書籍の紙質印刷製本の體裁等に注意し優美にして且つ堅牢なることを期せりされども多數の製本中萬々一粗惡のものあらば御通報次第並に無代價を以て御引換申上べく候



高日本修身書 女兒用 卷二

